

介護予防認知症対応型通所介護（共用型）

認知症対応型通所介護（共用型）

ご案内

重要事項説明書

《グループホームじゃんけんぽん大和根前橋の認知症対応型通所介護をご利用いただく皆様へ》

1. 事業所の概要

事業所名 グループホームじゃんけんぽん大和根前橋
 所在地 群馬県前橋市上新田町881
 事業所番号 1090100262
 職員体制 管理者 1名（常勤兼務介護職）
 介護職員 7名以上

2. 営業日及び時間

年中無休 8:30~18:30

3. サービス内容

- ①認知症状の軽減及び安定を図る介護
- ②状態に合わせた食事の提供
- ③入浴
- ④送迎
- ⑤介護相談

4. 料金

I. 介護報酬の自己負担部分

①認知症対応型通所介護

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要支援1	248単位	260単位	413単位	424単位	484単位	500単位
要支援2	262単位	274単位	436単位	447単位	513単位	529単位
要介護1	267単位	279単位	445単位	457単位	523単位	540単位
要介護2	277単位	290単位	460単位	472単位	542単位	559単位
要介護3	286単位	299単位	477単位	489単位	560単位	578単位
要介護4	295単位	309単位	493単位	506単位	578単位	597単位
要介護5	305単位	319単位	510単位	522単位	598単位	618単位

※2時間以上3時間未満の場合は、3時間以上4時間未満の63%となります。

②加算関係（該当した場合にのみ加算）

延長加算	9時間以上10時間未満	50単位
	10時間以上11時間未満	100単位
	11時間以上12時間未満	150単位
若年性認知症利用者受入れ加算	若年性認知症の方	60単位
入浴介助加算I	(I)入浴介助を適切にできる人員及び設備を有して入浴介助を行う。	40単位

入浴介助加算II	(II)医師などが居室を訪問し、利用者の動作や浴室環境を評価する。この際、居室の浴室が利用者自身又は家族等の介助により入浴を介護することが難しい環境にある場合、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備にかかる助言を行うこと。利用者の心身の状態や居室の浴室環境などを踏まえた個別の入浴計画を作成し、利用者の居室の状況に近い環境で入浴介助を行う。	55単位
個別機能訓練加算I	(I)専門職が共同し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。	27単位
個別機能訓練加算II	(II)Iを算定している場合であり、かつ内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合。	20単位
生活機能向上連携加算I	(I)外部の専門家の助言に基づき生活機能の向上を目的とした介護計画を作成した場合。	100単位
生活機能向上連携加算II	(II)外部の専門家と共同して利用者の身体状況等の評価を行い、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成した場合。	200単位
ADL維持加算I	利用者のADLが平均して6か月間維持または向上できている場合。	30単位
ADL維持加算II		60単位
口腔栄養スクリーニング加算I	6か月ごとに利用者の口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合。	20単位
口腔栄養スクリーニング加算II		5単位
口腔機能向上加算I	口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって必要な情報を活用している場合。	150単位
口腔機能向上加算II		160単位
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて介護計画を見直すなど適切かつ有効に情報を活用している。	40単位/月
送迎を行わない場合		-47単位/片道

③全額を介護職員の処遇改善に充てる加算

介護職員等処遇改善加算II	上記①+②の合計単位数×17.4%
---------------	-------------------

④介護報酬自己負担の合計（上記①～③を合計後の金額換算）

地域区分	自己負担額合計（円）
7級地	上記①+②+③の合計単位数×10.17×自己負担割合(※)

※市より発行の自己負担割合割合証による（1割～3割）

II. その他の自己負担額

食事代		おむつ類		持ち込みおむつ類産廃料	
朝食	320円	紙おむつ	210円/枚	紙おむつ	50円/枚
昼食	610円	紙パンツ	210円/枚	紙パンツ	50円/枚
おやつ	105円	尿取りパット（大）	95円/枚	尿取りパット（大）	40円/枚
夕食	580円	尿取りパット（小）	50円/枚	尿取りパット（小）	25円/枚

レクリエーションや趣味活動等の材料費、理美容を希望された場合にその料金等は別途となります。

5. キャンセル

ご利用者の都合により、サービスを中止される場合は、以下のキャンセル料がかかります。

利用日当日の午前 9 時までにご連絡頂いた場合 …… 無料

利用日当日の午前 9 時以降ご連絡頂いた場合 …… 食事費相当

6. お支払い

毎月初めに前月分の請求書を発行いたしますので、請求書発行月の 10 日までにお支払い下さい。

7. 苦情の受付

事業所受付窓口 027-226-5001 担当者 田中 慎一

<行政機関その他苦情受付機関>

前橋市介護保険課 …… 前橋市大手町二丁目 12-1 TEL 027-898-6159

群馬県国民保険団体連合会 …… 前橋市元総社町 335-8 TEL 027-290-1323

8. 外部評価の実施

サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とし、原則として年度内に 1 回の自己評価及び外部評価またはサービス評価を実施しています。(実施状況については別紙)

令和 年 月 日

◆ハラスメントの禁止◆

当法人では家族と職員が利用者中心とした支援の協働者としてお互いを尊重した関係の中で、利用者本位のサービス提供を継続する為、職員が安心して働ける職場環境の維持の為、以下の例で示す類のハラスメント行為を禁止します。利用者や家族（および代理人、身元引受人）がハラスメント行為を行った場合は、当法人は本契約の解除権を有するものとします。逆に、職員が利用者や家族にハラスメント行為を行った場合は、利用者は本契約の解除権を有するものとします。

1. パワーハラスメント（身体的暴力、精神的暴力）

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、暴力的言動

- ① 叩く、殴る、蹴る、つねる、ひっかく、首を絞める、手を払う、胸ぐらをつかむ等の暴力
- ② 刃物をちらつかせる、物を投げる、つばを吐きかける
- ③ 脅迫、暴言、怒鳴る、一方的に大声を発する、いきなり奇声を発する
- ④ 名誉を棄損したり、人格を否定する
- ⑤ 職員に高圧的な態度で接する
- ⑥ 気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑦ サービス内容に含まれないサービスや理不尽な要求する。利用者家族やペットへの生活支援を強要する
- ⑧ サービスの状況をのぞき見る。職員にいやがらせをする
- ⑨ 執拗に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等私的なことに過度に立ち入る
- ⑩ 性別、年齢、家族構成、職種、就業年数などを引き合いに職員の人格を傷つける発言をする
- ⑪ その他上記に準ずること

2. セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- ① 性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
- ② 容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問

- ③ 食事やデートへの執拗な誘い
- ④ 抱きつき・胸や陰部、おしり等の体への不必要な接触、ないしその要求
- ⑤ キスや自身の陰部を触らせる等性的な行為、ないしその要求
- ⑥ 必要なく下半身を丸出しにすること
- ⑦ 性的な書面、写真、ビデオ、物品をみせつける、または渡してくること
- ⑧ その他上記に準ずること

◆その他のお願い◆

利用者のご家族、職員がお互いに気持ちよく信頼関係を継続できますよう、以下の留意事項についてご協力をお願いいたします。

- ① 職員が利用者や家族から金銭、金券、お茶、お菓子、品物等を受け取ることは禁止されています。
- ② 大切なペットの安全を守るためにも、ケージに入れる等ご協力ください。職員がペットに噛まれた場合、利用者に治療費等のご相談をさせていただく場合があります。
- ③ 事業所では利用者の金銭管理はできませんので、必要に応じ立替えにて対応させていただきます。また、在宅支援において職員の訪問のあるご家庭については、現金やお財布等はテーブルの上などに放置せず他人の出入りを想定してしまってください。

（介護予防）認知症対応型通所介護サービスの利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

群馬県前橋市上新田町881
認定特定非営利活動法人じゃんけんぽん
グループホーム じゃんけんぽん大和根前橋

理事長 井上 謙一 印

説明者 _____ 印

本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスの提供に同意し受領いたしました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印